

脱原発・放射能汚染を考える

原発優先の態度に固執した関西電力経営陣 関電は歴史の流れに抗わず、美浜・大飯・高浜原発を廃炉に

株主総会は、大阪での G20 開催の影響で1週間早くなり21日に、東電、九電は26日、中電は27日と分散開催となった。関電の原発は、重大事故対策施設の建設遅れ、火山灰過小評価による「規準違反」で停止すべきなのに、大噴火の「可能性は低い」として稼働を継続している。八木会長は留任し、岩根社長は「電事連」の会長となり、原発の新增設や建替え、核燃料サイクルの推進を強調した。株主総会でも現れた原発事故への無反省は許されない。

八木会長・岩根社長・森中原発担当の慢心経営

株主総会は10時開会であったが、8時半から会場前で「原子力はごめんだ」・「老朽原発は動かすな」の横断幕の下に40名以上が参加し、総会に入場する株主に訴えた。

株主総会での発言はほとんどが原発反対の株主、京都市長と神戸副市長、そして大阪担当者が発言した。

経営陣は、政府のエネルギー基本計画、CO2 対策などの妄言・虚言を繰り返すだけで、誠意ある対応をしなかった。



4時間半の総会は、内容的には、反原発派が圧倒して進行した。

ただ、会場には社員株主と思われる出席者も多く、論議の内容は聞かずに、「異議なし」「進行」と発言し、提案を否決した。

「脱原発へ！関電株主行動の会」の株主提案

- 第10号議案 剰余金処分:間違った広告を止めて配当に
- 第11号議案 取締役解任:岩根取締役を解任
- 第12号議案 定款変更:取締役の個別報酬と業績開示
- 第13号議案 :処理・処分・管理できない廃棄物は排出しない
- 第14号議案 :日本原電への出資・債務保証をしない
- 第15号議案 :再処理の禁止、プルトニウムを利用しない
- 第16号議案 :原子力発電を稼働しない
- 第17号議案 :稼働40年を超える原発は稼働しない

川内原発設置変更許可取消請求を棄却

九電・川内原発1、2号機が新規規制基準を満たすとした規制委の設置変更許可について、鹿児島県の住民ら33人が取り消しを求めた行政訴訟の判決が17日、福岡地裁であった。裁判長は原告側の請求を棄却した。

争点は火山に関する規制委の火山影響評価ガイドの合理性や、巨大な噴火が起きた際の影響の評価などだった。

火山活動の評価には疑いが残る」と指摘。しかし、「合理的に予測される範囲を超える危険性については、発生の可能性が相応の根拠で示されない限り、対策を講じなくても社会的に容認されている」と判断した。また、250キロ内の住民以外の東京などの原告については、訴えを却下した。



国相手の大飯原発止めよう裁判に参加を (6月24日 15:00~ 大阪地裁202号)

今回は、第30回口頭弁論です。ぜひ傍聴に参加を！
今回の法廷では「火山灰問題での運転停止」を要求して展開されます。規制委は5月29日に、関電の大飯・高浜・美浜原発の現行のサイト内火山灰最大層厚 10cmは過小であることを認め、「安全機能を損なわない基本設計ないし、基本的設計方針を有するものである」といえない」として、許可基準規則に「不適合」と断定した。

しかし、原発の停止は求めず、設置変更許可の申請期限を12月末とし、審査開始はそれ以降となり、その後の工事や手順書の変更は期限設定すらありません。不適合な原発をすぐに停止させないことは到底許せません。

日時:6月24日(月)15:00~(14:30に傍聴券抽選)

場所:大阪地裁 202 大法廷

(終了後弁護士会館で報告・交流集会)

玉城デニー沖縄県知事全国行脚を開始 「沖縄の民意」を語ろう

沖縄県は6月11日、辺野古新基地建設に反対の民意が示されているのに工事が強行されている問題などを全国で考えてもらおうと、玉城デニー知事自身が全国を行脚するトークキャラバンの第1弾を東京のルポール麹町で開いた。県の情報発信のための全国キャラバンは1996年の大田県政以来だ。今後、全国ブロックごとに主要都市を訪れ、県の考えを説明して回る予定である。



沖縄の現状ではなく、自分ごととして考えてほしい

玉城知事は、辺野古の工事の在り方について、このような「法律の解釈のねじ曲げが続くと、日本の民主主義も地方自治も成り立たない。沖縄の現状ではなく、自分ごととして考えてほしいと全国に伝えたい」と訴えた。

玉城知事は基調講演の中で、薩摩の侵攻の歴史にさかのぼりながら、「為政者による圧力が今日に至るまで続いている。その最たるものが辺野古の現状だとぜひ受け止めて、自分ならどうするか主権者として考えてほしい」と、それぞれが考えるよう訴えた。

当日は玉城知事の基調講演のほか、辺野古県民投票の会の元山仁士郎代表も報告を行った。

川内原発来年3月停止 建設が遅れ(6/14 朝日)

「原発テロ対策施設」の建設が遅れている九電・川内原発1号機について、来年3月に運転停止となることが確実となった。川内2号機は5月が期限ということである。同一の敷地で1号機は危険で2号機はまだ危険でないという判断は異様なものである。1台でも致命的な事故が起これば、全体を停止せざるを得ないのは福島教訓である。

辺野古埋め立て工事進む(6/14 朝日)

政府・防衛省が辺野古の沿岸部に土砂を投入し始めて半年たった。沖縄県の「埋め立て承認」は知事によって撤回されている。また住民投票では圧倒的多数が埋め立てに反対である。これほど明白な地元の反対を警察権と司法の付度判決によって無視しているのは、知事が言うように「民主主義や地方自治を脅かすもの」だ。

岩根・関電社長 電事連の新会長に(6/15 朝日)

14日に、関電の岩根茂樹社長が電気事業連合会の新会長となった。岩根氏は2050年を念頭に「新增設や建て替えは国のエネルギー政策」とした上で、「電力側として人材や技術を向上させたい」などと述べた。使用済み核燃料の中間貯蔵施設を含む核燃料サイクルについては「従来以上に事業者間での連携を強化していく必要がある」とした。

陸上イージス「津波影響」も隠蔽(6/15 朝日)

山によるレーダー遮蔽の偽データ問題に続いて、今度は「津波影響」の評価である。他の8箇所は津波の影響がありとして、新屋演習場は海沿いなのに「影響なし」とされ、唯一の「適地」とする判断の根拠となっていた。ところが実際は配備予定地区は2~5mの浸水域であり、かさ上げが必要であることが判明した。嘘まみれである。

辺野古埋め立て沖縄県抗告訴訟へ(6/15 朝日)

玉城沖縄県知事は定例会見で、政府の埋め立て工事が、違法な状態のまま続いているとして、国相手に、行政訴訟法に基づき、国交相の採決を取り消すように求める抗告訴訟を県議会の承認後7月に起す予定とした。

案内 大阪・花岡中国人強制連行裁判 高裁第1回口頭弁論(7月24日14:00~)

強制連行裁判の中で、「4/27 西松判決」を覆す主戦場は「最高裁」になると思われるが、「最高裁」における勝利のためにも高裁での弁論が決定的に重要である。控訴審の法廷を傍聴者の熱気で埋め尽くし不当判決を許すな!

案内 堺 平和のための戦争展(7/27-28) サンスケア堺



堺では2004年から毎年「平和のための戦争展」が開かれています。

今年は人形アニメ「おかあちゃん ごめんね」の上映と原作者の早乙女勝元さんと浜野絹子さんのお話があります。わだつみ会や大牟田の爆発赤痢・南京スタディーア一報告、福島原発事故写真展なども参加。

公立小学校で「教育勅語」教育が・・ 5月8日に「新天皇ご即位記念集会」が開催

森友学園の「瑞穂の國記念小学院」の建設は阻止されたが、大阪市内の公立小学校で、「民間人校長」による「教育勅語」教育が行なわれていたことが明らかとなった。

以前から小学校の「民間人校長」となり、今は大阪市立I小学校の校長 O 氏である。同小学校では、運動会、創立記念集会、終業式などで国旗を掲揚、国歌を歌わせ、そして毎日、子どもに国旗の掲揚し降納をさせている。

今回は「行くぞ! 日の丸」で有名な山口あやき氏をゲストとして集会を行なった。山口氏は明治時代の天皇翼賛唱歌「神武天皇」「仁徳天皇」を歌い、続いて自身のオリジナル「行くぞ! 日の丸」を歌った。その詩は「・・・うつむいた日は過ぎた/時が来た まっしぐら/行くぞ! 行くぞ! 日の丸が行くぞ! /ああ勇ましく 日の丸が行くぞ! /ひたぶるに駆け抜けた/・・・」という軍歌そのものの歌である。

大阪の教育関係の団体は、教育委員会と教育長に抗議し、責任追及を開始しようとしている。

報告 即位・大嘗祭違憲訴訟 第3回口頭弁論は6月26日 第2次訴訟(77人)と併合し318人の原告団

「即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS 第3号」が送られてきたのでその一部を資料として報告する。

5月8日第2回口頭弁論

損害賠償請求部分に関する2回目の口頭弁論は、5月8日に、東京地裁103号法廷で開かれた。今回は原告の陳述はなく、弁護団から国側準備書面(1)に対する求釈明がなされた。主な内容は、国側の主張は、本件訴訟で問題になっている諸儀式のうち、国事行為および政府主催行事については「被告=国が主体となっておこなう」が、その他大礼関係行事については「被告が主体でなく、皇室の行事としておこなわれるものである」としている。この点について、「皇室」という言葉が具体的に意味するものは何か、国の存在または関与を前提としない「皇室」が存在しうる根拠はなにか、国が主体となって行なう行事と、皇室が主体となって行なう行事を区別するものは何か、「皇室」が主体となって行なう行事に国は関与するのかもしれないのか、すでに行なわれている行事に宮内庁職員

などが関与している事実があるが、国が主体となって実施するものでないといえる根拠はなにか、さらに、原告の政教分離違反という主張に実質的な反論を行なわないというのが国側の姿勢か、と問いたすものであった。

これらは、今後、原告・弁護団が、現在進行形で進められているさまざまな儀式を、具体的に問題としていくときの前提となるものである。被告側は逃げるのではなく、誠意を持ってきちんと答えるべきである。

6月26日第3回口頭弁論へ

第3回口頭弁論から、第2次訴訟(原告77人)と併合され、今後は318人の原告団として闘われる。第3回弁論では、2次原告から2名が陳述する予定である。さらに「剣璽等承継の儀」や「即位後朝見の儀」、「斎田点定の儀」など、実際に行なわれてしまった儀式について、その内容をただす準備書面が提出される予定である。多くの傍聴を呼びかける。

